

# 試験傾向を徹底分析した『テキスト!』

1.5年・1年総合本科生の教材費は受講料にすべて含まれています!(六法・過去問題集等は除く)  
※「バック」、「単科」、「再受講割引(テキスト無)」は、受講料にテキスト代は含まれておりません。

## 新竹下合格講座 使用テキスト

多くの合格者が支持する、  
情報集約・知識整理ツールの決定版!  
「新版デュープロセス」とも完全連動!

# 直前チェック 試験に出る論点総まとめシリーズ

[竹下貴浩著 早稲田経営出版]

本書は出題頻度の高い重要論点を、各科目、テーマごとに問いの形で掲載し、その答えの形で具体的に解説しています。各テーマの終わりには過去問での実際の出題例を載せており、実戦問題にすぐ取り組むことができます。直前期にその真価を最大限発揮するため「直前チェック」という名称を採っていますが、重要な論点をまとめた論点集として、学習初期段階から活用することが有効です。



※表紙デザインは変わる場合がございます。

**テーマ1 権利の主体**

**Check Point**  
権利能力、意思能力、行為能力

1. 権利能力の意義をいえ。  
□□□ (答)私法上の権利義務の主体となることのできる地位または資格のこと。私権の享有は、出生に始まるので(民§3-1)、人は生まれれば当然に権利能力を取得する。生まれたばかりの子であっても、強度の精神障害のある者でも、権利能力を有する。

2. 誰に対して権利能力は認められるか。  
□□□ (答)自然人及び法人  
法人とは、法

4. 例外的に胎児が生まれたものとみなすとされる場合の法律構成に関する2つの説をあげよ。  
□□□ (答)停止条件説と解除条件説。前者は、「胎児の間は、権利能力は認められず、したがって、胎児の条件付権利を保全すべき代理人はいない。胎児が生きて生まれると、そこで取得した権利能力が相続開始や不法行為の時にさかのぼって存在したものとされるにすぎない」と解する。後者は、「胎児の間でも、生まれたものとみなされる範囲内では、その事実の生じた時から制限的な権利能力がある。このため、胎児も出生している人と同様に取り扱い、法律関係を処理する」と解する。  
判例は、停止条件説に立ち、胎児を代理してされた和解契約の効力を否定している(大判昭7.10.6)。なお、登記の先例は、胎児名義でする相続登記を認めるが、これは解除条件説の立場に立ったものといえる。この場合、胎児の母が法定代理人的地位で登記手続に関与する。

5. 権利能力の終期はいつか。  
□□□ (答)死亡のときに限られる。なお、失踪宣告の効力は、被宣告者を死亡したものとみなすものであるが、失踪宣告は、その

**思考パターンを修得!**  
各ポイントは「問い」とその「答え」の形式になっているので、試験で要求される思考パターンが修得できます。

**重要項目を確認。知識の定着に有効!**  
『チェックポイント』では過去の本試験で出題された論点、今後出題が予想される論点をテーマごとに掲載。重要論点が一目で分かります!

**学習進度、理解度の管理ができる!**  
『チェック欄』に理解度をチェックできるため、学習進度や理解度の管理ができます!

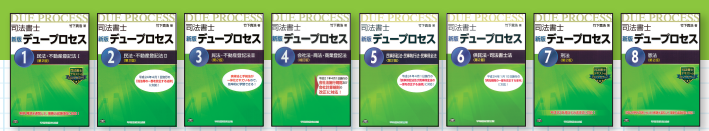
**本試験レベルの問題で理解度を確認!**  
テーマごとに『参考過去問』を掲載。今チェックした「チェックポイント」が実際どのように本試験で出題されたかをすぐ確認でき、実戦力も身につきます!

**テーマ1 参考過去問**

1. 後見、保佐及び補助に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものはどれか(15-4改)。  
ア 後見開始の審判及び補助開始の審判は、いずれも、本人が請求をすることができる。  
イ 成年被後見人がした行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為であっても、取り消すことができる。  
ウ 家庭裁判所は、保佐開始の審判において、保佐人の同意を得ることを要する法定の行為に関し、その一部について保佐人の同意を得ることを要しない旨を定めることができる。  
エ 保佐人の同意を得ることを要する行為につき、保佐人が被保佐人の利益を害する行為に同意をしない場合には、家庭裁判所は、保佐人を代表する許可を請求することができる。  
オ 家庭裁判所は、保佐人を代表する許可を請求する。

# 基礎・実力養成講座 使用テキスト

元祖“短期合格指導の権威”！司法書士試験を知り尽くした  
竹下貴浩執筆の司法書士受験本のロングセラー！



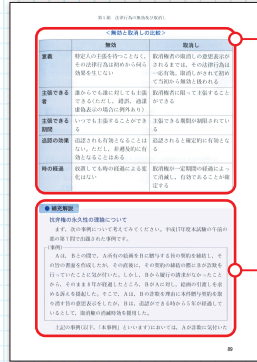
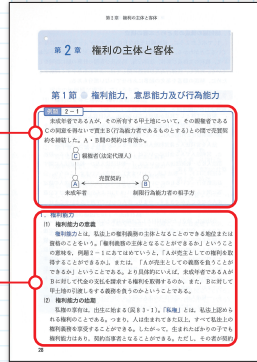
※表紙デザインは変わる場合がございます。

# 新版デュープロセスシリーズ [竹下貴浩著 早稲田経営出版]

多くの受験生が利用する、司法書士受験本のロングセラー。司法書士試験全科目の基本書です。最大の特長は、特に主要4科目において密接な関係にある実体法と手続法を一体化させ、合理的に学習できるよう書かれている点が一一般的な基本書とは大きく異なる点です。また、デュープロセスは初めて法律を学ぶ人にもわかりやすいよう、各テーマ別に例題があり、その例題を元に論点の解説が書かれているので、読み込み中で問題点、注意点など、学習すべき点が把握できる編集となっています。本テキストは、適切な学習方法でより早く合格を獲得して欲しいという著者の願いが込められた基本書です。

**「例題」を用いた解説**  
初めて法律を学ぶ人にも分かりやすいよう、各テーマにできる限り例題を設け、その例題に対する解説という形で重要な制度を紹介します。

**「用語の意義」を解説**  
用語の意義を示したうえで解説していますので法律を初めて学ぶ人も安心です。



**「図表」の効果的挿入**  
図表を効果的に使い、複雑な法律関係もスッキリとイメージできます。

**「補完解説」を適宜挿入**  
一般的な説明だけでは理解しにくいような箇所より詳しい説明、関連して確認すべき注意事項、学習の指針等を示し、読者の学習進度に応じて、その理解を助けます。

# ブリッジ講座 使用テキスト

択一式～記述式への架け橋！  
択一式の知識を記述式に転換させながら、記述式試験を攻略！

※表紙デザインは変わる場合がございます。



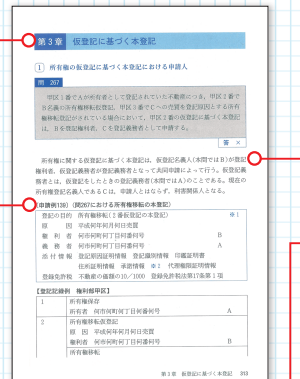
# 択一・記述ブリッジシリーズ [竹下貴浩著 早稲田経営出版]

本書は、記述式対策用テキストですが、記述式対策のためだけの本ではありません。今後出題が予想される択一式問題の対策、さらに関連する他の科目の理解を深めていくことが本書の大きな目的です。「理論編」で択一式の問題→それに対する解説→択一式の問題をふまえた申請書の掲載という形で、記述式問題への基本的な思考方法を学習し、「実戦編」で本試験に近い記述式問題を解くことで、高い学習効果をあげることができます。

## 理論編

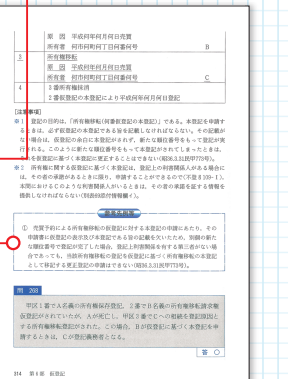
**記述式で必要となる基礎知識を確認!**

各テーマの冒頭に「択一式の問題」を掲載。問題→解説(思考プロセス)→申請例・登記記録例の流れで各問をシンプルにまとめた理解しやすい構成!



**択一式の知識を記述式に転換させる思考方法を確認!**

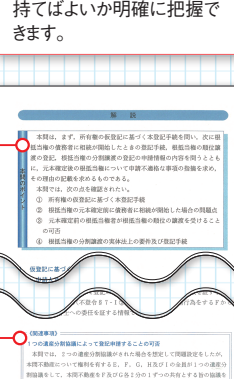
実体法・手続法の両面から検討し、解答を導くための思考方法を示します。



## 実戦編

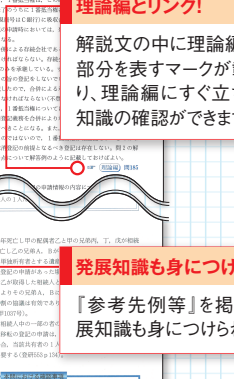
**問題文において読み取るべき「重要ポイント」を明確に把握できる!**

問題文において読み取るべき「重要ポイント」を掲載し、どのような点に問題意識を持てばよいか明確に把握できます。



**事件の処理方法を明示!**

解説文の中で、実体上・手続上の問題点、申請書作成上の問題点などを解説し、事件の処理方法を示します。



**約250に及ぶ申請例を掲載!**  
「登記の申請例・登記記録例」を掲載。掲載された申請例の総数は不登法商登法あわせて約250に及びます。

**関連する重要な先例等を「参考先例等」として掲載!**  
主に各テーマの終わりに、そのテーマに関連する重要な先例、判例、登記研究の質疑応答を「参考先例等」として掲載しています。

**「関連事項」も掲載!**  
「関連事項」で知識の幅を広げ、理解を深めます。

**「本問における確認事項」で重要論点を確認!**  
「本問における確認事項」で重要論点を再度確認することができます。